DIAMOND ダイヤモンド社のビジネス情報サイト

×

このページを印刷する



【第78回】2014年9月24日 森信茂樹 [中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員]

法人税率を引き下げると同時に

企業の租税回避への対応を厳格化せよ

米国の多国籍企業の行き過ぎた租税回避行動に対して、米国政府や議会は、警告を発したり、法規制を導入しようとしている。こうしたタックスプラニングの中にはわが国企業も関係しているものもあるが、わが国の対応は鈍い。海外への所得の移転を防止するためにも、わが国の高い法人税率は引き下げざるを得ないが、そうであるからこそ、同時に、企業の行き過ぎた租税回避には厳しく対応する必要がある。

買収の狙いは税負担の軽減

これから年末にかけて、政府・与党で法人税引き下げに向けての議論が本格化する。消費税率を引き上げようという時に、どうして法人税を引き下げるのか、一般国民には素朴な違和感があり、政権はじつくり説明していかないと、アベノミクスへの支持に悪影響を与える可能性がある。

法人税引き下げについては、この欄でたびたび取り上げたが、私の立場は、「先進諸国が法人税引き下げ競争をしている以上、わが国もそれに対応せざるを得ない。対応しなければ、わが国から外国への付加価値の流失が加速し、 貴重なわが国の財源が流出する」というものである。

大げさではないか、と思われる方も多いと思われるので、米国企業が米国で行っており中間選挙を控えた現在、大きな政治問題に発展しているタックスプラニングを説明し、それが、じわじわわが国にも浸透しつつあることを話したい。

コーポレートインバージョンとは

本年4月に、米製薬会社大手のファイザー社が、英国の製薬会社アストラゼネガ社に買収提案し、世界最大の製薬会社が誕生か、と大きな注目を集めたことがあった。結局この買収劇は、撤回になったのだが、買収の最大のモチベーションは、合併により本社を英国に移転して、税負担の軽減を図るという点にあった。

米国の法人税率が 40%(ニューヨーク州税も含む)であるのに対して、英国は 21%(地方税はなし)で、その差は大きい。

このような多国籍企業の節税策は、「コーポレートインバージョン」(以下、インバージョン、本来なら本社が合併をするのだが、買収先が本社となるということで「逆」という意味)と呼ばれる手法で、企業の本店を、M&Aなどの組織再編により低税率国に移し、グループ全体の税負担を軽減させることである。

これを行うと、企業が保有する、特許権や商標権などの無形資産が非課税 (正確には、課税繰り延べ)で低税率国の親会社に移転される。その結果、合 併後の企業活動により上がってくる利益は、これまで米国企業の利益であっ たが、インバージョン後には、米国の課税権の及ばない外国企業の利益になってしまう。つまり米国は、将来の所得を生む「金の卵」を失ってしまうのであ る。

さらに、インバージョンに伴って、外国の親会社から多額の負債(借入金など)を負うことが多く、その負債の利払いという形で経費化され、米国企業から外国親会社に利益が移転され税収を失うことになる。

このようなインバージョンという企業行動に対しては、米国でもブッシュ(子)政権時に大きな問題になり、それなりの防止措置が米国歳入法に導入された。

新手の手法・コンビネーションインバージョン

しかし法規制には抜け穴があり、最近それを狙ったインバージョンが増加していることが判明した。

それは、法人同士が合併する際に、第3国に親会社を設立するコンビネーションインバージョンと呼ばれる取引である。

半導体製造装置世界首位の米国アプライドマテリアルズと世界 3 位の東京エレクトロン社が来年経営統合するが、両者が親会社を置くのは、米国でも日本でもなく、オランダである(本スキームについての会社説明を参照)。

オランダは、これまでダッチサンドウィッチと呼ばれるように、さまざまな優遇税制で自国に外国資本を引きつけようとすることで有名な「低税率国」である。そこに、経営統合された親会社が設立され、先ほどのような無形資産が移転されれば、節税効果は極めて大きい。つまり、自国の財源は大きく侵食されるのである。

このようなM&Aに対して、米上院ボーカス財政委員長は抗議の声明を出し警告を発している。

この話は、わが国にも大きな影響を及ぼす。経営統合により、当事者の一方である東京エレクトロン社の持つ無形資産が課税されることなく外国に移転すれば、わが国の税収に大きなマイナスになる。しかし、わが国では政治家も政府も何らの問題意識を有していないようだ。

わが国でも、インバージョンによりタックスへイブンに親会社を作るような取引は、法律で規制が行われた(平成 19 年度改正)。しかし、上述の例は、この法律の規制の対象外である。

このような企業行動は、法律に触れるものではないだけに、新たに立法して その道を閉じるか、企業のモラル(あるいはそれを企画するタックスアドバイザーのモラル)に期待するしかないというのが現状だ。

わが国を除くG8 諸国は法律を整備

わが国の高い法人税率のもとでは、わが国企業がこのようなことを国際的なM&Aを活用して行う例が増えていくことが予想される。

そうであれば、法人税率を引き下げることにより、そのような企業行動を抑制 するという、逆説的な対応を取らざるを得ない。ここに筆者が法人税率引き下 げはやむを得ないと考える理由がある。

しかし、それだけでは敗北主義になってしまう。

法人税率引き下げと同時に、上述のような企業の行き過ぎた租税回避行動を規制するよう、先進国レベルでの検討を行うとともに、国内でもきちんと規制できる立法措置を合わせ検討していく必要がある。

国際的な場では、G20 がイニシアティブをとってOECDの場で、BEPSプロジェクトとして議論し、先日報告書も公表されたばかりだ。もっとも、先進諸国間で「税の引き下げ競争」をやめようという合意には、どの国も乗ってこないというのが現実だ。

一方で、わが国以外のG8諸国は、行き過ぎた租税回避を税務上認めない (否認する)ことのできる法制(これを包括的否認規定という)を持っている。

法人税引き下げが議論になっているこの機会に、そのような租税回避を封じることを合わせて議論すべきではないか。そうでなければ、わが国の課税ベースは、ますます外国に流出していくことになる。

DIAMOND,Inc. All Rights Reserved.

<iframe src="//www.googletagmanager.com/ns.html?id=GTM-MB8ZLX" height="0"
width="0" style="display:none;visibility:hidden"></iframe> < iframe
src="//o.advg.jp/oif?aid=7317&pid=1" width="1" height="1"></iframe>